

九州ブロック発注者協議会 幹事 殿

九州ブロック発注者協議会 幹事長

令和 3 年度 第 1 回 九州ブロック発注者協議会幹事会の開催について（通知）

晩夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から国土交通行政に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和 3 年度第 1 回九州ブロック発注者協議会幹事会を下記のとおり書面開催いたします。

記

1. 議 事

- (1) 発注者の責務について（改正品確法及び運用指針）
- (2) 新たな取組指標の目標値と実績値
- (3) 情報提供

【問い合わせ先】

国土交通省九州地方整備局技術管理課

TEL 092-476-3546（直通）

鍬 : kuwa-j8910@mlit.go.jp

石村 : ishimura-y8910@mlit.go.jp

荒木 : araki-y8911@mlit.go.jp

1. 議事概要

(1) 発注者の責務について（改正品確法及び運用指針）【資料1】

- 品確法は、平成17年4月に公共調達を「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へ転換することを目的に施工され、総合評価落札方式の本格導入のきっかけとなった。
- 平成26年の改正品確法では、品確法の基本理念である「公共工事の品質確保」に加え、「担い手の中長期的な育成及び確保」などが新たに示され、これを実現するために、建設業法と入契法も改正された。（担い手3法）
- 令和元年の「新・担い手3法」は、「担い手3法」の5年間の成果をさらに充実させるとともに、①働き方改革の促進、②i-Constructionの推進等の生産性向上、③相次ぐ災害ーといった新たな課題に対応し、取り組みをさらに前進させることを目的としている。
- 運用指針は、発注者を支援するための指針であり、働き方改革や生産性向上などの観点から、適正な工期設定や施工時期の平準化、生産性の向上などの発注者の責務を多岐にわたって規定している。

(2) 新たな取組指標の目標値と実績値

- 改正品確法の理念を現場で実現するため、令和2年度の九州ブロック発注者協議会において、新たな取組指標（新・全国統一指標及び九州独自指標）とその目標値を決定した。【資料2参考①】
- 新たな取組指標の目標値と実績値（速報値）【資料2】
 - ・各指標における活用データはP2のとおり。バックデータも送付するので、公表に向けて各機関においてデータの確認をお願いする。
 - ・週休2日のR2実績については、別途依頼する。
 - ・取り組みが進んでいる機関については、その要因や取り組み内容を横展開させていただくので、提出様式の提出をお願いする。

※本資料は速報値であるため取扱注意（各組織内限り）とする。

※各県域単位の棒グラフ（P6, 10, 12, 14）は、今回の会議用で作成したものであり公表資料ではない。

(3) 情報提供【資料3】

- ・九州ブロックにおける発注情報の一元化
- ・総合評価落札方式の実施状況
- ・国土交通省登録資格制度の活用について
- ・災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

○議事要旨と会議資料をご一読いただき、以下の資料の提出をお願いします。

【提出資料】：提出様式

【対象機関】：全機関

【提出期限】：令和3年9月3日（金）17:00

【提出先】：国土交通省九州地方整備局技術管理課 TEL 092-476-3546（直通）

鉏 ； kuwa-j8910@mlit.go.jp

石村 ； ishimura-y8910@mlit.go.jp

荒木 ； araki-y8911@mlit.go.jp